

平成 28 年度 第 4 回和水町農業委員会総会会議録

1. 開催日時：平成 28 年 7 月 11 日（月）午後 1 時 30 分から午後 2 時 20 分

2. 開催場所：和水町三加和公民館 2 階研修室

3. 本日の出席委員は次のとおりである。（19 名）

会 長 2 4 番 蒲池 恭一

会長代理者 2 3 番 石原二千郎

委 員	1 番	坂本 政光	5 番	鶴 宏遠	6 番	上妻美津子
	7 番	戸上 誠一	8 番	小森田義弘	9 番	浦部 貞彦
	1 0 番	吉田 広志	1 1 番	甲斐 正晴	1 2 番	池田 圭吾
	1 3 番	庄山 秀一	1 4 番	北原 博幸	1 6 番	池田 浩二
	1 7 番	深草 義久	1 9 番	古田 博	2 0 番	上田 憲一
	2 1 番	徳永 志誠	2 2 番	高木 義則		

4. 本日の欠席委員は次のとおりである。（4 名）

3 番	坂本 博文	4 番	石原 由紀	1 5 番	杉村 幸敏
1 8 番	松村 勝徳				

5. 日 程

1 開 会

2 会議成立宣言

3 会長挨拶

4 議事録署名人の氏名

5 議 事

議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について

議案第 2 号 農地法第 4 条の規定による許可申請について

議案第 3 号 農業経営基盤強化促進法による利用権設定等について

6 報 告

7 そ の 他

8 閉 会

6. 職務のために出席した農業委員会事務局職員は、次のとおりである。(3名)

事務局 長 石原 忠邦

係 長 渡邊 豊和

主 事 庄山桂太郎

7. 欠席した農業委員会事務局職員は、次のとおりである。(0名)

8. 会議の概要

事務局(石原) **1 開 会**
それでは定刻となりましたので、ただ今から農業委員会総会を始めたいと思います。まずは、挨拶から始めたいと思いますので、皆さまご起立をお願いします。「こんにちは。」ご着席ください。
それでは、ただ今から平成28年度第4回和水町農業委員会総会を開会します。

事務局(石原) **2 会議成立宣言**
それでは、会議成立宣言でございます。和水町農業委員会会議規則第6条の規定に、「会議は委員の過半数の出席がなければ開くことができない」となっております。本日は、23名中19名が出席でございますので、本会議が成立することを宣言いたします。

事務局(石原) **3 会長挨拶**
会長挨拶でございますが、同会議規則第4条の規定によりまして、「会長は会議の議長となり議事を整理する」となっておりますので、会長におかれましては挨拶のあと、引き続き議事の進行をよろしくお願いいたします。それでは、会長挨拶をお願いします。

会 長(蒲池) みなさん、改めまして「こんにちは」。本日は、お忙しい中、平成28年度第4回の農業委員会総会に出席くださいますとありがとうございます。

【会長挨拶】

皆様方お忙しい中にご出席でございますのでスムーズな進行ができますようよろしくお願い申し上げます。簡単ではございますが挨拶に代えさせていただきます。

議 長(蒲池) **4 議事録署名人の氏名**
それでは、議事録署名委員の指名を行います。和水町農業委員会会議規則第13条第2項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただきますことにご異議ありませんか。

【異議なしの声あり】

議長(蒲池) それでは、本日の議事録署名委員は、5番 鶴委員、6番 上妻委員にお願いいたします。

5 議 事

議長(蒲池) それでは、議事に入ります。

議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題といたします。事務局の説明をお願いします。

事務局(石原) 失礼します。1ページでございます。議案第1号「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」でございます。

3条の申請につきましては、審査基準項目ごとに、申請書に記載された内容及び現地確認等により適合するか否か検討することとなっております。審査基準の項目には、「全部効率利用要件」「農作業従事要件」「下限面積要件」「地域との調和要件」の4つの基準があります。

適合するか否かの検討結果については、最後にご説明させていただきたいと思っております。

それでは、所有権移転の案件になります。

整番1 譲渡人「平野の[]」、譲受人「和仁の[]」、土地の所在「和仁字坂口 []、田、548 m²」でございます。

譲受人の経営状況は、経営面積「9,655 m²」、農作業に従事する者「2名」、農機具は「トラクター 1台」「田植機 1台」「コンバイン 1台」、申請理由は「売買による規模拡大」でございます。

以上の案件につきまして、審査基準の項目ごとに、申請書に記載されました内容及び現地確認等により適合するか否か検討しました結果をご説明させていただきます。

一つが、全部効率利用要件でございます。申請書に基づきまして農業用機械、労働力、技術等から判断しまして、取得後において耕作等の事業に供すべき農地等のすべてを効率的に利用して耕作等の事業を行う者と見込まれます。

次に農作業常時従事要件でございます。申請書に記載されました耕作の事業に必要な農作業の従事状況から判断いたしますと、基幹的な農作業に常時従事するものと見込まれます。

次に、下限面積要件でございます。農業委員会が定める30aを上回っております。

最後に、地域との調和要件でございます。取得後においても耕作の内容

や農地の集団化、農作業の効率化など地域との調和に支障が生じることはないと思われます。以上でございます。

議長(蒲池) ただ今、事務局の方から説明がございました。続きまして、現地確認いただいた委員さんの報告をお願いしたいと思います。整番1につきまして、6番 上妻委員の報告をお願いします。

6番(上妻) はい。整番1について、6番 上妻が説明いたします。
7月4日に、囃委員と私、事務局で現地確認に行っていました。
申請地は、和仁西公民館の道向かいで申請者宅の裏になります。現況は、なすび畑でした。今まで賃貸借されていた農地を取得されるものです。
今後も、農地として管理されるということです。何ら問題ないと思われます。ご審議方よろしくをお願いします。

議長(蒲池) はい。ありがとうございました。ただ今、事務局からの説明、また、現地確認委員から報告がありました。議案第1号につきまして、皆様方から何かご質問ございましたらお願いいたします。

何かございませんでしょうか。

【異議なしの声あり】

議長(蒲池) ないようでございますので、採決をしたいと思います。議案第1号につきまして、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手をお願いいたします。

「挙手全員」

議長(蒲池) はい。ありがとうございます。挙手全員です。よって、議案第1号については原案のとおり決定いたしました。

次に、議案第2号「農地法第4条の規定による許可申請について」を議題といたします。事務局の説明をお願いします。

事務局(石原) 失礼します。2ページでございます。議案第2号「農地法第4条第1項の規定による許可申請について」でございます。

整番1、申請人「西吉地の■■■■■」、土地の所在地「西吉地字簾置■■■■■、田、1,173㎡」でございます。

転用目的「ライスセンター」、事業計画「籾摺り作業場 108 m²、籾殻入れのビニールハウス 120 m²、籾殻置場 467.5 m²、駐車スペース 150 m²、車回転スペース 327.5 m²」、工事期間「平成 28 年 8 月 15 日から平成 28 年 10 月 31 日まで」となっております。

申請人は、自宅横において、農業の傍ら籾摺り業を営んでおられますが、籾の乾燥、籾摺り場として手狭であり、事業に支障をきたしてきたので、新たにライスセンターを整備されるものです。

申請添付書類につきましては、別紙の申請添付書類一覧表でご確認いただきたいと思っております。4 条の整番 1 でございます。

申請の位置につきましては、1 ページの管内図及び 2 ページの住宅地図でご確認いただきたいと思っております。そして、3 ページが字図で、4 ページが配置図となっております。

ライスセンターのため、給水、汚水及び生活雑排水はありません。雨水につきましては既設側溝及び道路側溝に流されます。

この転用に係る許可基準に照らした結果につきましてご説明させていただきます。

まず、農地区分でございます。この申請地は「農用地区域内農地」であり、平成 28 年 5 月 25 日付で「農業用施設用地」へ用途変更なされております。また、申請地のほかに適当な代替地がないと判断しております。

続きまして、一般基準でございますが、資金及び信用力は残高証明書を確認しましたところ事業費を上回っております。

申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性につきましては、平成 28 年 10 月 31 日までに完了予定でございますので確実性が見込まれます。

計画面積の妥当性は、事業計画面積から判断しますと、妥当な面積と思われまます。

周辺農地等に係る営農条件への支障の有無につきましては、周囲に農地はありますが、周辺農地の所有者から隣接同意書を取っており、日照、通風など、営農上への支障はないと考えております。以上でございます。

議 長 (蒲 池)

はい。ありがとうございました。ただ今、事務局から説明がございました。続きまして現地確認いただいた委員さんの報告をお願いしたいと思います。整番 1 につきまして 5 番 鶴委員の報告をお願いします。

5 番 (鶴)

はい。整番 1 について、5 番 鶴が説明いたします。

7 月 4 日に、上妻委員と私、事務局で現地確認を行ってまいりました。

申請地は、橋本製材所の東側になります。現況は休耕地でした。雨水につきましては既設側溝及び道路側溝へ流される計画です。また、籾摺り期

間中は仮設トイレを設置して汲取りをされるとのことです。周囲に農地はありますが、休耕地であり隣接地の同意書も取っておりますので問題ないと思います。ご審議の程、よろしくお願いします。

議長(蒲池) はい。ありがとうございました。ただ今、事務局からの説明、また、現地確認委員から報告がありました。議案第2号につきまして、皆様方から何かご質問ございましたらお願いいたします。

何かございませんでしょうか。

13番(庄山) はい

議長(蒲池) どうぞ庄山委員

13番(庄山) 4月か5月に農振の方でも出ておりましたが、同様の質問が出されました。今鶴委員の方から、詳しく説明がありましたが、ごみの問題は無いと思います。しかし、県道沿いにあるため、ダンプの往来が激しく混んだ時に路上駐車される問題が生じたときは、農業委員会としてはタッチしないということでもいいですか？当事者同士で話し合ってくれということでもいいでしょうか？地元の区長も心配されています。農振の方では、そういうことで処理されています。

事務局(石原) 駐車スペースとして150㎡確保されていますが、この面積で十分であるかは、疑問に残る問題です。また、農繁期は、集中することが予想されますので、農業委員会としても当事者同士で解決していただくことが良いと思います。

13番(庄山) 農業委員会としては、タッチしないことでもいいですか？

事務局(石原) 個人の事業として営業されることについて、指導ということはできないと思います。駐在所からの指導をしてもらうことでいいのではないのでしょうか？

13番(庄山) はい、分かりました。

議長(蒲池) 他に質問はありませんか？

【異議なしの声あり】

議長(蒲池)

ないようでございますので、採決したいと思います。議案第2号につきまして、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手をお願いいたします。

「挙手全員」

はい。ありがとうございます。挙手全員です。よって、議案第2号は原案のとおり許可相当として、県知事に意見を送付することといたします。

次に、議案第3号「農業経営基盤強化促進事業実施に伴う農用地利用集積計画の承認について」を議題といたします。

それでは、事務局の説明をお願いします。

事務局(石原)

失礼します。3ページでございます。議案第3号「農業経営基盤強化促進事業実施に伴う農用地利用集積計画の承認について」でございます。

4ページでございます。賃貸借権設定の案件でございます。

整番1、貸人「岩の[]」、借人「平野の[]」、土地の所在地「岩字九須町[]」、田、1,170 m²、利用内容「水稻」、期間「平成28年8月1日から5年間」、支払方法「10a 当り 60 kg」、借り手の農業経営状況、年齢「58歳」、経営面積「14,635 m²」、農作業従事日数「70日」、主な経営作物「水稻」、農作業従事者数「2名」、新規設定でございます。

整番2、貸人「玉名市の[]」、借人「上和仁の[]」、土地の所在地「上和仁字大坪[]」、田、977 m²、利用内容「水稻」、期間「平成28年8月1日から5年間」、支払方法「1筆当り 60 kg」、借り手の農業経営状況、年齢「63歳」、経営面積「67,255 m²」、農作業従事日数「300日」、主な経営作物「水稻」、農作業従事者数「3名」、再設定でございます。

5ページでございます。中間管理権設定の案件になります。

この案件は、農地中間管理事業を活用して、出し手(所有者)から[]が一旦、農地を借受けて、地域の担い手等へ農地を集積(配分)するものです。借人は全て[]なので、整番2以降の借人の名称は省略させていただきます。それでは、説明させていただきます。

整番1、貸人「熊本市の[]」、借人「熊本市の[]」、土地の所在地「瀬川字三角[]」、畑、1,006 m²、利用内

容「野菜」、期間「平成 28 年 9 月 1 日から 5 年間」、支払方法「10 a 当り 13,000 円」、新規設定でございます。

整番 2、貸人「荒尾市の [REDACTED]」、土地の所在地「瀬川字東原 [REDACTED]」、畑、1,095 m²」、利用内容「野菜」、期間「平成 28 年 9 月 1 日から 10 年間」、支払方法「10 a 当り 13,000 円」、新規設定でございます。

整番 3、貸人「熊本市の [REDACTED]」、土地の所在地「瀬川字西原 [REDACTED]」、田、1,990 m²」、利用内容「野菜」、期間「平成 28 年 9 月 1 日から 10 年間」、支払方法「10 a 当り 13,000 円」、新規設定でございます。

整番 4、貸人「日平の [REDACTED]」、土地の所在地「瀬川字三角 [REDACTED]」、畑、1,597 m²」、利用内容「野菜」、期間「平成 28 年 9 月 1 日から 10 年間」、支払方法「10 a 当り 13,000 円」、新規設定でございます。

整番 5、貸人「瀬川の [REDACTED]」、土地の所在地「瀬川字東原 [REDACTED]」、畑、1,217 m² 他 1 筆」、利用内容「野菜」、期間「平成 28 年 9 月 1 日から 10 年間」、支払方法「10 a 当り 13,000 円」、新規設定でございます。

整番 6、貸人「日平の [REDACTED]」、土地の所在地「瀬川字池の元 [REDACTED]」、畑、1,589 m²」、利用内容「野菜」、期間「平成 28 年 9 月 1 日から 10 年間」、支払方法「10 a 当り 13,000 円」、新規設定でございます。

6 ページでございます。

整番 7、貸人「瀬川の [REDACTED]」、土地の所在地「江田字寺上前 [REDACTED]」、田、926 m² 他 1 筆」、利用内容「野菜」、期間「平成 28 年 9 月 1 日から 10 年間」、支払方法「10 a 当り 13,000 円」、新規設定でございます。

整番 8、貸人「福岡市の [REDACTED]」、土地の所在地「江田字寺下前 [REDACTED]」、田、2,217 m²」、利用内容「野菜」、期間「平成 28 年 9 月 1 日から 10 年間」、支払方法「10 a 当り 13,000 円」、新規設定でございます。

整番 9、貸人「筑紫野市の [REDACTED]」、土地の所在地「江田字寺下前 [REDACTED]」、田、1,079 m²」、利用内容「野菜」、期間「平成 28 年 9 月 1 日から 10 年間」、支払方法「10 a 当り 13,000 円」、新規設定でございます。

整番 10、貸人「江田の[]」、土地の所在地「瀬川字池の元 []」、田、311 m²、利用内容「野菜」、期間「平成 28 年 9 月 1 日から 10 年間」、支払方法「10 a 当り 13,000 円」、新規設定でございます。

整番 11、貸人「江田の[]」、土地の所在地「江田字妙見平 []」、田、667 m² 他 1 筆」、利用内容「野菜」、期間「平成 28 年 9 月 1 日から 5 年間」、支払方法「10 a 当り 13,000 円」、新規設定でございます。

整番 12、貸人「瀬川の[]」、土地の所在地「瀬川字池の元 []」、畑、2,013 m²、利用内容「野菜」、期間「平成 28 年 9 月 1 日から 10 年間」、支払方法「10 a 当り 13,000 円」、新規設定でございます。

整番 13、貸人「竈門の[]」、土地の所在地「江田字寺上前 []」、畑、1,123 m²、利用内容「野菜」、期間「平成 28 年 9 月 1 日から 10 年間」、支払方法「10 a 当り 13,000 円」、新規設定でございます。

7 ページでございます。

整番 14、貸人「上板楠の[]」、土地の所在地「上板楠字山ケ原 []」、畑、238 m² 他 18 筆」、利用内容「野菜・水稻」、期間「平成 28 年 9 月 1 日から 10 年間」、支払方法「10 a 当り 畑 2,000 円、田 5,000 円」、新規設定でございます。

8 ページでございます。

整番 15、貸人「上板楠の[]」、土地の所在地「上板楠字猪喰 []」、畑、381 m²、利用内容「野菜」、期間「平成 28 年 9 月 1 日から 5 年間」、支払方法「10 a 当り 2,000 円」、新規設定でございます。

以上の計画につきまして、全部効率利用要件、農作業常時従事要件など、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしているものと考えております。以上でございます。

議 長 (蒲 池)

ただ今、事務局から議案第 3 号の説明がありました。皆様方から何かご質問ございましたらお願いいたします。

何かございませんでしょうか。

事務局(石原) 整番1から整番13までは、中間管理機構が又貸しとして[]が耕作されます。また整番14と整番15は、[]が耕作されます。

【異議なしの声あり】

議長(蒲池) それでは、ないようでございますので、議案第3号の案件について承認される方の挙手をお願いします。

「挙手全員」

議長(蒲池) ありがとうございます。挙手全員です。よって原案のとおり承認いたします。

6 報告

議長(蒲池) これで、議事の方は終了いたしました。次に6の報告を事務局からお願いします。

事務局(石原) 失礼します。9ページでございます。
中途解約通知が2件提出されております。
次に、10ページでございます。
許可不要転用届が1件提出されております。物件の所在は上板楠字大迫でございます。これは、自分名義の土地に農業用施設を建てる場合、転用面積が200㎡未満の時は、転用許可申請ではなく、農業委員会への届け出だけでいいというものです。以上が報告でございます。

7 その他

議長(蒲池) 次に、その他でございます。事務局からお願いします。

事務局(石原) 失礼します。11ページでございます。
1) 次回総会日 平成28年8月8日(月)午後1時30分から
和水町役場本庁3階大会議室で行います。

2) 農地利用状況調査について

議長(蒲池) それでは、その他で皆様方から何かございませんでしょうか。
ないようでございますので、終わりたいと思います。

8 閉 会

議 長（蒲 池）

ご起立をお願いします。これもちまして、平成 28 年度第 4 回和水町農業委員会総会を閉会いたします。お疲れ様でした。

会議の内容に相違なきことを認め、此処に署名する。

和水町農業委員会 会長

署名委員 5 番

署名委員 6 番

会議録調製者 渡邊 豊和
本誌 表紙共 枚